

# 四国地区不動産公正取引協議会 2023年度 事業計画

(2023年4月1日から2024年3月31日)

新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行し、経済への影響が徐々に薄れる中、ロシアによるウクライナ侵攻が世界経済に大きく影響を及ぼしている。また、四国内の人口は減少に歯止めがかからず、空き家は増加の一途を辿るものと推察される。これにより、95自治体のうち60自治体が消滅する可能性があるともされている。

新型コロナウイルスの蔓延によりライフスタイルが大きく変化し、顧客のニーズは多様化の一途をたどり、我々事業者はそれに応えるべく変化をしていかななくてはならない状況にある。

このような中、当協議会にあっては、公正な競争の確保と消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の周知と適正な運用に努め、不動産広告のより一層の適正化を図らなければならない。また、最も多くの広告が掲載されるインターネット上の広告については、「おとり広告」を重要課題とし、「おとり広告の規制概要及びインターネット広告の留意事項」の周知徹底を図っていく。

上記を踏まえ2023年度の実業計画を次のとおり策定した。

## 1 公正競争規約の周知と研修実施

各支部を構成する会員に対して、研修会等を通じ「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等の周知徹底を図り、違反広告の未然防止に努める。

また、研修については役員に対して協議会が実施する。各支部において傘下会員に向けて実施するとともに支部の各種会合等の機会を通じて規約の周知をおこなう。

## 2 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

## 3 関係官庁等との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

## 4 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から「広告代理店等に対し不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。

## 5 おとり広告の監視と措置の強化

インターネットでの成約物件の消し忘れによる「おとり広告」が増加傾向にあることから、これらの広告が発生しないように注意喚起をおこなう。

また、「おとり広告」や重大な不当表示により措置を講じた加盟業者に対しては、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の「ポータルサイト広告適正化部会」のメンバーである不動産情報サイト運営会社と協力・連携し、これらが運営するサイトへの提携停止処分を科す等、インターネット広告の適正化に取り組む。